

青森県報

第三千九百二十三号

平成二十六年
十一月十九日
(水曜日)

目次

告 示

特定行為業務の登録.....	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出.....	(障 害 福 祉 課)	一
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正.....	(水 産 振 興 課)	二
道路の供用の開始.....	(道 路 課)	二
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....	(西 北 地 域 局)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告.....	(県 民 生 活 文 化 課)	二
建設業者の許可の取消し.....	(三 八 地 域 局)	三
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任.....	(西 北 地 域 局)	三
右 同.....	(同)	四

告

示

青森県告示第八百一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
02001009	平成26.11.1	株式会社アルストラ	青森市大野一丁目五番	ヘルパーステーション	青森市大野一丁目五番	平成26.11.1	訪問介護
02001100	"	株式会社アルストラ	青森市大野一丁目五番	ヘルパーステーション	青森市大野一丁目五番	"	訪問介護

青森県告示第八百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	財団法人双仁会厚生病院	黒石市大字黒石字建石九の	平成26.11.1
変更後	一般財団法人双仁会黒石厚生病院		

青森県告示第八百三三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一の1中「三厩村加入区」を「三厩加入区」に、「三厩村漁業協同組合」を「三厩漁業協同組合」に改める。

一の2中「三厩村加入区」を「三厩加入区」に、「三厩村漁業協同組合」を「三厩漁業協同組合」に改め、脇元加入区の項を削る。

二の表三厩村区域の項中「三厩村」を「三厩」に改める。

青森県告示第八百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十二月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三九号	五所川原市大字川山字千本一―三三九の一から五所川原市大字毘沙門字西中久保二―三三九の三まで	平成二六・二・一九

青森県告示第八百五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧	場 所
加入区の名 称 十三 五所川原市十三五月女泡二の二 工藤 伍郎 五所川原市十三深津二四七 柳 谷 榮 五所川原市十三通行道番外地 小倉 広 起	期 間 平成二十六年 十一月十九日 から同年十二 月三日まで	十三漁業協 同組合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八甲田自然塾

三 代表者の氏名

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	田澤 定美	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫四二の一	平成二六・〇七就任
"	増田 範昭	弘前市大字笹館字市原六八の二	"
"	永野 邦徳	" 大字三和字川合一四	"
"	神 清三郎	つがる市柏桑野木田福山二二三の一	"
"	秋庭 勝廣	北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川一七	"
"	川村 金四郎	" 字上藤代三一	"
"	長内 一敏	" 大字野木字西松虫二〇	"
"	乗田 昭彦	" 字上藤森一八	"
"	斉藤 博重	弘前市大字三和字上池神八の一	"
監事	花田 英昭	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫三三	"
"	斉藤 東輔	弘前市大字三和字川合一八六	"
"	秋庭 徳幸	北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川二一	"

平成二十六年十一月十九日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂沢溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員就任及び退任

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	乗田 義昭	大字野木字上藤森三四	"
"	渋谷 秀雄	大字妙堂崎字上林一二	"
監事	渋谷 精一	四の一	"
"	花田 朋典	" 字掛元四	"
"	笹森 英嗣	大字野木字下糺七二	"
"		大字廻堰字東下山一九	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	川村 哲雄	" 字下藤代四七	二六・〇六退任
"	田澤 定美	大字野木字西松虫四二	"
"	長尾 英孝	大字木筒字中柳川四七	"
"	増田 範昭	弘前市大字笹館字市原六八の二	"
"	長内 一敏	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫二〇	"
"	大井 光伸	弘前市大字三和字上池神六一の一	"
"	斉藤 博重	" 八の一	"
"	乗田 昭彦	北津軽郡鶴田町大字野木字上藤森一八	"
監事	神 昭弘	つがる市柏桑野木田米本七八の二	"
"	秋庭 剛	北津軽郡鶴田町大字木筒字下掛橋七〇	"
"	斉藤 東輔	弘前市大字三和字川合一八六	"
"	花田 英昭	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫三三	"